

平成23年度

遠別町教育行政執行方針

遠別町教育委員会

平成23年度の教育行政執行に関する基本方針について申し上げます。

国では、教育基本法の改正に伴い、学習指導要領の改訂やその理念を踏まえた教育振興基本計画が策定され、21世紀を切り開く心豊かでたくましく生きる人材育成を目指した新しい教育改革が進められています。

教育委員会としましては、このような教育を取り巻く情勢の変化を受けとめ「遠別町教育目標」の理念に基づき、学校、家庭、地域が一体となり、各関係機関と連携を図りながら、子どもたち一人一人が、希望と高い志を持ち、未来に向かって、たくましく生きぬいていく「生きる力」を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育の推進と、町民が、生涯にわたって生きがいを持ち、いつでも、どこでも、誰もが学び、その成果を生かすことのできる生涯学習社会をめざした教育行政を推進してまいります。

はじめに、学校教育の推進について申し上げます。

今年度から小学校において、授業時数や教育内容を充実した「新学習指導要領」が全面実施されます。

中学校では、平成24年度からの新学習指導要領の実施に向け、創意工夫された教育活動を展開していくため準備が進められているところであります。

新しい学習指導要領への対応として、小・中学校では「外国語活動」によるコミュニケーション能力の育成が求められており、外国人英語指導助手を教育委員会に継続して配置し、英語授業の充実を図るとともに、児童生徒の英語力の向上をめざしてまいります。

また、小学校において、改訂作業に取り組んでいました3・4年生の社会科副読本「えんべつ」が発刊されます。中学校においては、保健体育の武道や技術家庭の生物育成の技術の必修化など新教育課程に対応する取り組みを進めてまいります。

全国学力・学習状況調査は、過去3年間と同様に道内の児童生徒の正答率が全国平均より下回る結果になりました。課題に対する施策として、「基礎基本の定着」「学習習慣の定着」「生活習慣・生活リズムの確立」「読書活動の充実」の4点が上げられ、本町としましても、学習に関する課題の解決に向け、知識や技術の習得、活用する力を育むための学習指導や学習習慣の確立など、家庭や地域と連携し、個に応じたきめ細かな学習指導を進めてまいります。

特別支援教育につきましては、特別支援教育連携協議会の活動を中心として、関係機関との連携を図り、障がいの状態や発達段階に応じた適切な指導や児童生徒への支援体制を整備してまいります。

また、学習支援を行う「学習支援員」を遠別小学校に継続して配置し、算数などの授業で児童一人一人に適切な学習指導を行ってまいります。

教育環境の整備としましては、国の交付金を活用して、児童生徒の調べ学習など充実した活動が展開されるよう、学校図書を整備し学びの環境を充実させ、さらに、教職員住宅のボイラーの取付け及びトイレの水洗化を図る住環境の整備に努めてまいります。

児童生徒が心身の調和のとれた発達を促進するために、スポーツに親しむ習慣や意欲などを育成することが求められています。学校での基礎を培う授業の充実や家庭・地域と連携し、規則正しい生活習慣を推進するとともに、食に関しては、望ましい食習慣を身につけさせるため、栄養教諭を中心とした「食育」に取り組み、安全・安心な学校給食の提供と地産地消による地元産の食材の活用に努めます。

学校施設の安全性を確保するため、耐震改修計画を進めてまいりましたが、遠別中学校体育館の耐震改修工事を、今年度着手いたします。

このことにより、学校施設の耐震化率は100%となり、改修計画は完了いたします。

遠別農業高等学校につきましては、遠別農業高等学校の教職員が中心となり、魅力ある学校づくりに取り組み、活性化プロジェクトは順調に推移していただいております。今後とも、遠別農業高等学校教育振興会と連携をとり、学校存続に向け学校と地域が一体となった取り組みを着実に進めてまいります。

次に、社会教育の推進について申し上げます。

町民が生きがいと、潤いのある人生を送るために、一人一人が自由に学べる環境づくりと、効果的な学習機会を提供し、学びによる活力ある明るい町づくりを進めていくことが大切です。

今年度は、新しく策定いたしました、第5次社会教育中期5ケ年計画を着実に取り組んでまいります。

社会教育活動の推進につきましては、子どもたちの成長に関わり、自然体験や生活体験を重視し、その「生きる力」を育てる学習機会の提供や健やかな発達を促すために必要な各種事業を展開してまいります。

また、これからの教育は、これまで以上に学校、家庭、地域が一体となって進めていくことが重要でありますので、地域ボランティアによる学習支援

や体験活動など、様々な学校活動を地域全体で支える「学校支援活動」に取り組む学社融合事業を推進してまいります。

文化活動の推進につきましては、町民が潤いのある生活を送るため、自主的、主体的に芸術文化活動に関わることができる環境づくりや様々な芸術文化に接し、感動を味わう機会の充実に取り組んでまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、町民が活力あるいきいきとした生活を送るため、体力や年齢に応じたスポーツ活動やレクリエーションの多様化するニーズに対応していくことが求められています。

本町の「さわやかスポーツの町」宣言の趣旨に沿って、子どもから高齢者まで多くの町民が参加、交流できるスポーツレクリエーション活動の充実が図られるよう、体育指導委員や関係機関と連携し、普及、指導に努めてまいります。

生涯学習センターの管理運営につきましては、教育委員会事務局が役場庁舎に移転して1年が経とうとしておりますが、町民の学びや各種団体の活動の拠点として、さらに憩いの場所として、多目的な施設の役割を担うため、今年度は、ボイラーの修繕や図書室図書の充実を図り、施設を利用する町民の利便性を損なわないよう努めてまいります。

また、スポーツ施設につきましては、多くの町民に親しまれ、軽スポーツから競技スポーツまで幅広く利用していただけるよう関係団体と連携し、適切な管理を図るなど、それぞれの施設の役割が果たされるよう運営に努めてまいります。

以上、教育行政執行に関する基本方針について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、様々な地域課題に即した教育活動を積極的に進めてまいります。

ふるさと「えんべつ」の未来を担う子どもたちの健やかな成長と創造性豊かで調和のとれた生涯学習を推進するため、町民と協働して、教育行政を着実に推進してまいりますので、議員並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。